

施設、下水道（雨水管）は、現況でも維持管理などの費用を十分賄っていないことから、計画的に維持管理・修繕・更新などを実施し、管理量の削減も含めた検討を行います。



6 公共施設等のマネジメントに関する原則

未来を見据えた最適な公共サービスを目指して、すべての分野の公共施設等を対象に、以下の3つの原則に基づく、公共施設等の全体最適化を図ります。

- ①行政が提供を担うべき公共サービスを見極め、例えば、公共施設等の適正な規模を検証し、総量の削減を推進します
②施設管理の重点化・効率化により、維持管理・修繕・更新などに係るコストの削減を推進します
③公共施設等の有効活用による歳入の確保・費用の抑制を図ります

7 公共施設等のマネジメント方針

前記5・6を踏まえながら、以下の方針で、公共施設等の一体的なマネジメントを実施します。また、施設類型ごとの基本的な方針も定めました。

- ①公共サービス・施設等の規模の適正化の推進方針
②点検・診断などの実施方針
③維持管理・修繕・更新などの実施方針
④安全確保の実施方針
⑤耐震化の実施方針
⑥長寿命化の実施方針
⑦公共施設等の有効活用の推進方針

8 着実な推進に向けて

下記の新たな取り組みの実施を検討します。

- 財源確保のための基金の創設
○市民・有識者による評価方法の検討
○スキルアップ研修などの実施
○情報管理のためのシステム構築

お問い合わせは
公共施設マネジメント推進課
☎483-1151（代表）

第2回定例市議会の結果

条例の制定案など11案件を可決

27年第2回定例市議会が、6月3日から25日まで行われ、条例の制定案など市長が提出した11案件を審議し、すべて原案通り可決されました。また、議員提出の議案9案件中3案件が可決されました。※新規制定条例の条文及び議員提出の議案の閲覧は情報公開室へ。

条例案

- 八千代市いじめ問題対策連絡協議会及び八千代市いじめ問題対策調査委員会条例の制定について いじめ問題対策連絡協議会及びいじめ問題対策調査委員会を設置するため、条例を制定。
●八千代市税条例等の一部を改正する条例の制定について 地方税法の一部改正等に伴い、条例を改正。
●八千代市手数料条例の一部を改正する条例の制定について 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正に伴い、条例を改正。
●八千代市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について 重度心身障害者に対する医療費の助成方法の変更等のため、条例を改正。

- 八千代市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について 所得の少ない第1号被保険者の平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率を軽減するため、条例を改正。
●八千代市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について 土砂等による埋立て等の規制を強化するため、条例を改正。

その他

- 専決処分の承認を求めることについて（八千代市税条例等の一部を改正する条例の制定について） 地方税法の一部改正により、専決処分。
●契約の締結について（八千代市立高津中学校校舎地震補強等（建築）2期工事） 大成産業株式会社と2億3,317万2,000円で契約を締結。
●契約の締結について（八千代市立村上東小学校校舎地震補強等（建築）工事） 有限会社三角製材所と2億2,885万2,000円で契約を締結。
●路線の廃止について 開発行為による道路用地の相互帰属に供するため、市道路線の一部を廃止。
●路線の認定について 開発行為等により築造された道路を市道路線として認定。

お問い合わせは
総務課☎483-1151（代表）

新規条例

八千代市いじめ問題対策連絡協議会及び八千代市いじめ問題対策調査委員会条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の規定に基づき設置する八千代市いじめ問題対策連絡協議会及び八千代市いじめ問題対策調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 法第14条第1項の規定に基づき、八千代市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第3条 連絡協議会は、いじめの防止等（法第1条に規定するいじめの防止等をいう。以下同じ。）に係る機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図るものとする。

（組織）

第4条 連絡協議会は、委員15人以内をもって組織する。（略）

（設置）

第7条 教育委員会に、法第14条第3項の規定に基づき、八千代市いじめ問題対策調査委員会（以下「対策調査委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第8条 対策調査委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事務を行う。

- (1) いじめの防止等のための対策に関する調査審議
(2) 法第24条に規定する事案に関する調査審議
(3) 法第28条第1項に規定する重大事態に関する調査審議
(4) 前3号に掲げるもののほか、いじめの防止等のために教育委員会が必要と認める事務

（組織）

第9条 対策調査委員会は、委員5人以内をもって組織する。（略）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年7月1日から施行する。

6月1日から改正道路交通法の一部が施行されました

■自転車の運転による交通の危険を防止するための講習に関する規定の整備 信号無視や一時不停止など、自転車運転中に危険行為をして3年以内に2回以上摘発された14歳以上の自転車運転者に「自転車運転者講習」が義務付けられます。受講命令に従わない場合は5万円以下の罰金。

■運転免許の有効期間に関する規定の整備 一定の病気などを理由に、免許を取り消された日から3年以内に免許を再取得した場合、免許が取り消される前の期間と再取得した免許期間は継続していたものとみなされます。※詳しくは八千代警察署交通課☎(486)0110へ。（生活安全課）

竜巻や急な天候の変化に注意を

竜巻は、積乱雲が発達しやすい夏から台風シーズンに発生する事が多く、近年は竜巻によって甚大な被害を受ける災害が発生しています。急に周りが暗くなったり、雷鳴が聞こえたり、大粒の雨やひょうが降り出したら、竜巻が発生する可能性があります。このような兆しがあった場合は、しばらくの間、頑丈な建物に避難するなどして、身の安全確保に努めてください。（総合防災課）

募集

地域型保育事業所を設置・運営する事業者

子ども・子育て支援新制度が4月より開始したことに伴い、市では「八千代市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、計画的な待機児童の解消に向け、特に、低年齢児枠を確保する必要があります。そこで、地域型保育事業のうち、小規模保育事業A型、B型、事業所内保育事業の開設及び運営を行う事業者を募集します。条件は法人格を有する者または、平成27年4月1日時点で、本市において、認可外保育施設（児童福祉法第59条の2に規定する届出対象施設若しくは事業所内保育事業）を運営する者で、事業を実施するための安定的、かつ健全な財務能力があることなどです。詳しくは元氣子ども課または市HPへ。（元氣子ども課）

募集

明るい選挙啓発ポスター・標語作品

■ポスター作品 明るい選挙の推進を表すもの。サイズは、画用紙の四ツ切（54・2センチメートル×38・2センチメートル）、八ツ切（38・2センチメートル×27・1センチメートル）もしくはそれに準じる大きさ。描画材料は自由。1人1点、自作で他に応募して